

珠江河口における貿易秩序と海賊問題（一七八〇―一八二〇）

豊岡康史

はじめに

- 1 珠江附近の海賊問題
 - 2 EICと海賊問題
 - 3 マカオと海賊問題
- おわりに

はじめに

アヘン戦争に際して、清朝は英國のプレゼンスに直面した。商取引を目的として中國沿海で活動していた英人は、一七九四年のマカートニー使節團、一八一八年のアマースト使節團の派遣を経て、一八四〇年、軍事力を行使し、それまで存在した清朝の貿易管理体制を崩壊せしめた。當該地域における安全保障の擔い手はこの時、清朝から英國へ移った。ではそれ以前、清朝沿海では如何に安全保障が行われていたのか。

本稿は、清代中期、特に一七八〇年代から一八一〇年代の中國をめぐる國際關係の側面を明らかにする作業を行うものである。具體的には清代廣東省珠江河口に展開していた貿易秩序のあり方を、一九世紀初頭に發生した海賊問題という

安全保障問題を通じて検討する。

貿易がある程度定期的に行われると、その貿易をめぐる、交易のシェアやそこに參與するアクター間の力関係、安全保障のあり方などによって、一定の秩序が生まれる。受入側が壓力的な影響力を有して貿易を管理する場合であれば受入側が構築した貿易管理体制と貿易秩序はほぼ等號で結べるし、貿易受入側がほとんど影響力を及ぼさなければ、來航したものによって自律的な貿易秩序が生まれるだろう。従来、珠江河口附近の貿易秩序は、「カントンシステム」、すなわち清朝による西洋人／貿易管理体制の枠組みの中で検討されてきた。

清朝の貿易管理について先學は當初、カントン・ファクトリー・レコードに基づいたモースの研究⁽²⁾に、カントンシステムを「ギルド獨佔」としたが、現在では清朝による徵稅體制の一環としての位置付けが確立している⁽³⁾。さらに近年では詳細な取引のあり方に關しても解明が進んでいる⁽⁴⁾。また、西洋人管理という觀點からは、外國人を廣州城の外部に置こうとする乾隆年間の制度設計について検討が加えられている⁽⁵⁾。いずれにせよ當地の貿易秩序は、清朝が定めた管理下のものとして扱われてきたと言えよう。では、當地の貿易秩序の維持・運用はすべて清朝によって差配されていたとしてよいのであろうか。

カントンシステムが存在していたとされる一八世紀中頃から一九世紀前半にかけての長い期間全般について、上記の問題に一般化した回答を與えるのは難しい。まずはケーススタディの蓄積が必要であろう。そこで本稿では一九世紀初頭の海賊問題とその對處を取り上げる。これは海賊問題が、單なる清朝國內の犯罪にとどまらず、清朝管理外の船舶も被害を受ける可能性のある當該地域全體の安全保障に關わる問題であり、そのために外國商人など當地で活動するアクターすべてに關與の可能性があつたためである。

では、珠江河口附近で活動するアクターは誰なのだろうか。圖1は、英國東インド會社(The East India Company: 以下、EICと略稱)が把握したカントンでの取引總額(輸出總額+輸入總額)およびシェアを表したものである⁽⁷⁾。ここから一七

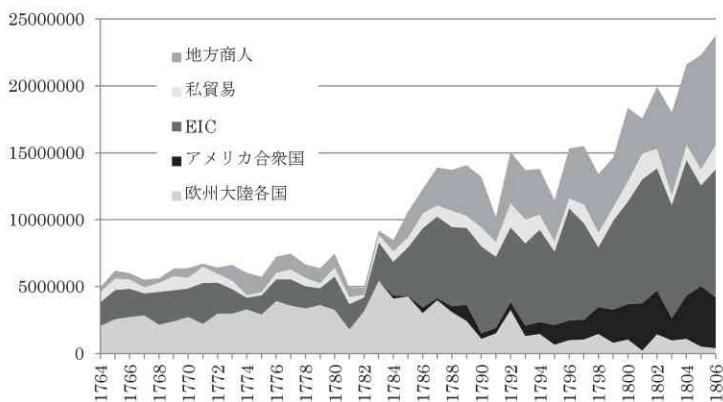


図1 EIC 把握廣東貿易シェア (1764-1806 単位：Tael)

出典：Pritchard, "The Struggle", pp. 280-295.

八四年の英國の茶關稅引き下げが、EICおよび英國系地方商人の取扱量の急激な増加とシェア擴大を齎したことが確認できる。すなわち、取引を行う商人の所屬から考えるならば、EIC、とりわけその對中貿易の現地責任者であるカントン管貨人委員會 (The Select Committee of Supercargoes at Canton) がアクターとして考えられる。⁽⁸⁾ また、圖1に含
 まれないもの、すなわちEICが貿易額を把握していないものとして、
 まずマカオがあげられる。⁽⁹⁾ 圖2はマカオ稅關が徴收した關稅額の推移
 を示している (一七八六—一八〇六平均：四〇〇二〇兩)。關稅課稅額を取
 引額の一〇%と假定しても推定マカオ經由取引總額はEICの取引量
 (一七八六—一八〇六平均：四八一七五二兩)の一〇パーセントを超えず、
 取引額上におけるインパクトは大きくない。しかし、マカオはポルト
 ガル海上帝國の一部であり、その管理を行うマカオ政廳は清朝廣東當
 局から獨立した政治判斷を下していた。⁽¹⁰⁾ マカオは東南アジア・インド・
 中國を結ぶアジア間交易の結節點でもあり、これらの點から廣東省沿
 岸において一定のプレゼンスを有する存在であると考えられる。これ
 に加えて清朝がアクターとして考えられるが、少なくとも廣東に關し
 ては、兩廣總督を中心とする廣東當局と北京の清朝中樞のあいだには
 物理的な距離に基づく情報の非對稱性が存在しており、また利害も異
 なる。⁽¹¹⁾ そのためこの兩者は別のアクターとして考える必要があるだろ
 う。⁽¹²⁾

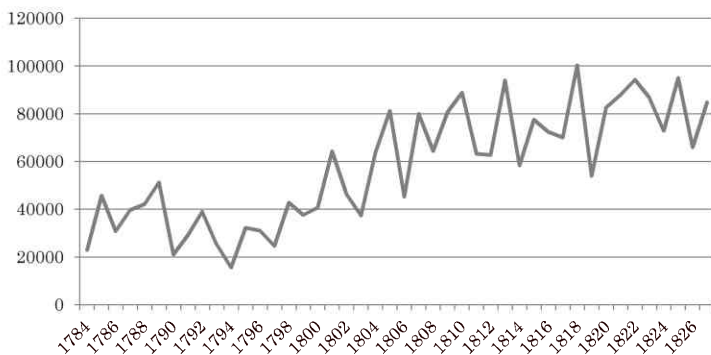


圖2 マカオ税關稅收 (1784-1827 單位：Tael)

出典：Vale, *Os Portugueses em Macau*, p. 312.

う。本稿では、EICカントン管貨人委員會・マカオ・清朝廣東當局を中心的なアクターとして設定する。

つづいて、廣東省珠江河口附近における海賊問題に關して、先行研究の到達點と課題を確認しておこう。マレは、^⑭廣東における海賊問題にEICが關與しようとしていたことに注意を拂い、カントン・ファクトリー・レコードおよび廣東で海賊に拉致された英國人の記録から海賊集團の投降が相次いだ海賊問題の最終局面を検討した。その指摘は後述の通り、海賊集團は極めて強力で、清朝・マカオ、そして東インド會社も効果的な鎮壓活動ができなかったという當時のEICカントン管貨人委員會の主張をなぞるもので、海賊集團がなぜ投降したのかを説明してはいない。これに對し、^⑮ギマラエシュはマカオ關連文書を利用し、マカオ當局が海賊鎮壓と海賊投降交渉に深く關わっていたことを指摘している。ただしギマラエシュはマカオの行動が當地の貿易秩序においていかなる意味を持っていたのかを検討してはいない。マレとギマラエシュはそれぞれEICとマカオの内部文書から、それぞれの内部における海賊問題の解釋のあり方を明らかにしているが、清朝當局との關係、あるいはEICとマカオの相互の關係などは分析されていない。

海賊問題は珠江河口附近の貿易秩序全體に關わる安全保障上の問題であり、特定のアクターの安全保障問題への關與の在り方は、そのアクターが

當地の貿易秩序のどこに位置づけられるのかを示す指標となり得る。本稿では、前述のアクターが、どのように海賊問題という安全保障問題に關與しようとしたのかを、各アクター間の關係を念頭に置きながら、明らかにしてゆく。以下、本稿では、第一節において、珠江における海賊問題の淵源を確認した後、第二節においてEICの關與の在り方について述べる。次いで第三節においてマカオの關與の在り方を述べ、結論部分において、安全保障問題を通じて當該地域の貿易秩序に各アクターがどのように關わっていたのかを提示する。

1 珠江附近の海賊問題

廣東沿海域における海賊行爲に關する最初の包括的な報告がなされたのは、一七九六年のことである。署兩廣總督朱珪によれば、近年増加している海賊の巢窟は安南の江坪や白龍尾などにあり、もともと雷州半島以西で活動していたが、このころはしばしば雷州半島を越え、廣州府附近でも活動するようになっていたという。同時期、福建でも安南風の装いをしている海賊が出現していることが問題視されていた。これらは當時のベトナムの戰鬪に動員された華人水軍の副業であつた。⁽¹⁸⁾

一七七〇年代前半に始まつた西山阮氏による反亂は、當時、ベトナムを支配していた安南黎朝・廣南阮氏・東京鄭氏のすべてを滅ぼし、さらに黎朝復興を口實にベトナムへ侵入した清朝軍を壊滅させた。その後、西山阮氏内での内訌が発生し、一七八〇年代後半に廣南阮氏阮福映が嘉定を佔領すると、ベトナムの南北に分かれた戰亂が激化した。⁽¹⁹⁾この時に特に水軍として利用されたのが華人漁民であつた。一八世紀を通じて、ベトナムの特に南部において華人の入植が行われたことはよく知られているが、この時に廣東省出身者を中心として、多くの漁民が沿岸部に入植し、辮髪をやめて現地化していた。彼らの一部が西山阮氏あるいは廣南阮氏のいずれかの陣營に動員された。⁽²⁰⁾ベトナムにおける當時の南北衝突は、水軍を動員するに當たり季節風を利用していたため、季節風が吹かない時期の戰鬪は行われなかった。この時期に華人水軍は

中國沿海で海賊行爲に従事していた。特に華人商人の後援を得ることに失敗した阮文惠政權側の華人水軍は物資調達や現金収入を求めて、積極的に廣東あるいは福建から浙江にまで侵入して海賊行爲を繰り返していた。⁽²²⁾

一八〇二年、ハノイの西山阮氏が滅亡し、阮福暎の支配が確立すると、西山阮氏舊配下の華人水軍はそろって廣東へ入り込み海賊活動を活發に行うようになった。廣東では一八〇四年ごろから海賊問題が先鋭化したことが記録されている。⁽²³⁾珠江河口附近において海賊行爲が特に問題視されるのもやはり一八〇四年以降のことであった。

このころの廣東で活動していた海賊としてまず取り上げるべきは鄭一集團であろう。鄭一集團はもともと鄭一の從兄鄭七が率いていた。彼らは鄭成功の遠縁を自稱する一族で、もともと新會縣赤鱗角（ランタオ島の北部）を根據地としていた。鄭七はハノイに居住していたが、その後、西山阮氏の水軍に参加し、西山阮氏滅亡直前、國王阮光縝を警護して海上へ逃れ、大司馬に封じられた。彼は一八〇二年、阮福暎軍との戦いのさなか戦死している。鄭一はその後、鄭七の配下を率いて自らの故郷廣東省沿岸で活動を始めた。鄭一が一八〇七年にベトナムで死亡すると、その配下は鄭一の妻で鄭一嫂と呼ばれる女性とのちに鄭一嫂の夫となった張保仔によって率いられた。張保仔は廣東省香山縣の漁民であったが、鄭一集團に拉致され、海賊集團に参加したものであった。このほか鄭一集團から分離した郭婆帶集團が珠江河口附近で活動し、そのほか肇慶府以西・雷州半島附近では烏石二・梁保など西山阮氏政權の華人水軍を構成していたものが海賊行爲をおこなっていた。⁽²⁴⁾ 彼らの活動のピークは一八〇八年から一八一〇年にあり、一八一一年春までにそのほとんどが清朝廣東當局に投降することとなった。このように當時の海賊問題はそれまでの珠江デルタの貿易秩序とは關わりのない外部から現れた脅威であった。

2 EICと海賊問題

EICの文書の中で珠江河口附近の海賊問題が取りあげられるようになるのは一八〇四年以降のことである。⁽²⁵⁾ 海賊行為を問題視した事件としては、英國艦船が曳航していた貨物が座礁して、廣東省惠東縣に漂着し、積荷が掠奪されるというものがあつた。この時には、兩廣總督に對しEICから損害賠償要求が提出されたが、賠償は行われなかつた。⁽²⁶⁾ このほか、小規模な海賊行為の被害はたびたび報告されていたが、大きな問題となつてはいない。しかし、一八〇六年末にジョン・ターナー John Turner が海賊に誘拐される事件が発生すると、EICカントン管貨人委員會は海賊鎮壓に向けて動き出すこととなつた。

(1) ジョン・ターナー誘拐事件と派兵要請

ターナーは地方貿易船タイ號 *Try* の一等航海士であつた。一八〇六年一二月七日、彼はマカオ沖に到着すると、水先案内人 *Navigator* を探すべく、部下六名とともに小舟でタイ號を離れた。その直後、彼は海賊集團に拘束される。當初の身代金要求額は二五〇〇〇ドルであつたが、最終的には六〇〇〇ドルが支拂われ、解放されたのは翌年の五月二日のことであつた。ターナーはこの間の経験を解放直後に報告書として提出し、翌年、この報告書はロンドンで出版され、さらに彼の経験を扱ったパンフレットも出版された。⁽²⁸⁾

さて、ターナー誘拐事件発生を受けて、一八〇七年二月、前月に就任したばかりのEICカントン管貨人委員會筆頭管貨人ロバーツ John William Roberts はペンガル總督バーロウ George Hilario Barlow にインドからの海賊鎮壓を目的とした派兵を要請した。その理由として、清朝當局は海賊との戦鬪で部隊が全滅し、司令官が戦死するなど、治安維持能力に缺けており、同時に北京の皇帝にまったく報告をしておらず改善の兆しはないこと、マカオは海賊鎮壓に必要な海軍力を

持っていないこと、さらに海賊問題の放置は英國籍の人々に被害をもたらす可能性があること、また廣東にある英國艦船は喫水が深く、水深の浅い海域での活動はカルカタ駐留の海軍が適當であることなどがあげられた。⁽³¹⁾さらに、ロバーツは四月にはインド側の返事を待たず、さらに同様の提案を行い、適切な對處を行わなかった場合、「今後中國を訪れるすべてのヨーロッパ人の生命財産に最も深刻なリスクをもたらす」とした。⁽³²⁾

これに對し、バーロウは、E I C本部および英國海軍東インド方面總司令官であるエドワード・ペリュー Edward Pellew と合意の上、⁽³³⁾會社の商業活動に損害が出ていないこと、⁽³⁴⁾清朝當局の同意なしでの派兵は認められないこと、海賊對策は當地の「中國政府とポルトガル政府」、すなわち清朝廣東當局とマカオ政廳が擔當すべきことをあげ、さらに清朝側の援助要請がない限り、出兵は行わないことを確認したうえで、派兵要請を却下した。⁽³⁵⁾この判斷は、一八〇二年に英軍がマカオに派遣された際に、當時のE I C廣東管貨人委員會が、英軍のマカオ上陸や珠江デルタにおける武力行使は清朝側の強い反感を招き、貿易に悪影響を與える、と主張したことを根據としたものであった。⁽³⁶⁾

一八〇七年八月、上記の派兵要請却下に對し、ロバーツは會社の取引に損害が出ていないことを認めつつも、重ねて清朝當局・マカオ政廳の無力と、沿海集落への海賊の襲撃が齎す不利益を主張している。⁽³⁷⁾この時、ロバーツは先に拉致されたターナーの報告書の抜粋を添附し、海賊集團の威力と派兵の必要性を説いている。⁽³⁸⁾また、ロバーツは兩廣總督吳熊光に對し海賊對策への助力を申し出たが、却下された。⁽³⁹⁾マカオ停泊中のH M S ディスカバリー號 *Discovery* 船長ロス David Ross から、喫水の深い船舶で構成されるボンベイマリン Bombay Marine の派遣は有効ではなう旨の答申があり、⁽⁴¹⁾海賊鎮壓に關わる派兵は沙汰やみとなった。

(2) 派兵の實現と失敗

海賊鎮壓に關わるインドからの派兵は却下されたが、翌一八〇八年春、ロバーツは再び派兵要請を行う。この時は同時

期のナポレオン戦争に伴うフランスの極東地域における潜在的脅威の拡大を理由とするものであった。同時にフランスが英國の同盟國ポルトガルの植民地であるマカオを佔領する可能性があると示唆されていた。⁽⁴²⁾ バローウの後を受けたミンター Gilbert Elliot-Murray-Kynynmound, Ballonet of Minto は、このロバーツの要請を受け入れ、英國海軍少將ドゥルリー William O'Brien Drury に極東への出兵を指示した。⁽⁴³⁾

一八〇二年の派兵は、むしろインドのベンガル總督ウェルズレー Richard Wellesley が積極的に關わり、ナポレオンのエジプト遠征に伴う豫備措置としてのゴアやデューなどのポルトガル植民地防衛の延長上に行われたもので、派兵後の英軍の行動は現地責任者であるEICカントン管貨人委員會の指示に従い、マカオ當局との軋轢を生まないことを優先していた。⁽⁴⁵⁾ この時、管貨人委員會も、マカオ上陸などの軍事力行使は清朝とマカオの強い反發を招くとして、英軍に沖合で停泊することを要請していた。實際にマカオ市議會と行政官ピント José Manuel Pinto は英軍到着の報を聞くとすぐに香山縣知縣を通じて兩廣總督に通知し、同時に筆頭管貨人、HMSアロガント號 *Arrogant* 船長オズボーン Edward O. Osborn、英軍司令官ハミルトン Robert Hamilton に對し派兵を遺憾とする旨を傳えている。同時に北京にいるポルトガル人宣教師デ・アルメイダ José Bernardo de Almeida に皇帝に對してマカオの現状維持を働きかける様、要請を行つてゐる。⁽⁴⁶⁾

一八〇二年の場合は英軍は英佛間の停戰豫備條約締結の報をマニラ經由で聞くと、インドへ歸帆した。⁽⁴⁷⁾ また當時の兩廣總督吉慶は嘉慶帝に對し、英軍は商船護衛を目的として來航したと報告し事態の鎮靜化を圖つてゐる。⁽⁴⁸⁾ このため一八〇二年の英軍派兵は商取引にも當地の貿易秩序にも影響を及ぼすことはなかった。

これに對し一八〇八年九月の派兵は、マカオ沖到着後、筆頭管貨人ロバーツの指示の下、速やかに上陸が行われ、マカオ當局の反對をよそに、マカオの砲臺が英軍によつて佔領された。⁽⁴⁹⁾ この時、ロバーツは、マカオはポルトガル人の極東における居留地であるから、ポルトガルのゴア總督の許可があれば駐留は可能であると主張していた。⁽⁵⁰⁾ しかしマカオ側では、マカオ沖に現れた英軍司令官ドゥルリーがポルトガル領ゴア總督ロレナ Bernardo José Maria da Silveira e Lorena の上陸

許可命令書を攜帶していなかったことから上陸に強硬に反対する。⁽⁵¹⁾ またインドでは英國人とポルトガル系住民は概して友好的な關係にあったが、マカオにおいては非常に險惡であり、英軍の行動にマカオの住民は強い反感を抱いた。⁽⁵²⁾

兩廣總督吳熊光是、英軍マカオ上陸の報をマカオと香山縣から受けると速やかに兵をマカオ周邊と珠江沿岸に展開し、同時に廣州における取引を停止した。またその後、マカオ半島を封鎖し、食糧持込を禁止するに至る。ロバーツとドゥルリーは廣州城外の十三行に入り、吳熊光との直接會見を要求したが、廣東當局は會見時の叩頭を要求し、會見は行われなかった。その後、この年度の貿易完全停止の可能性を懸念し始めたE I C商船や地方貿易船の船主などから英軍撤退要請が行われるようになり、一二月、ドゥルリー率いる英軍はマカオを離れ、南へ針路をとった。この失敗の責任を問われた管貨人委員會は一八一〇年一〇月、全員が一旦解任され、ロバーツはインドへ召喚された。⁽⁵³⁾

(3) E I Cにとっての海賊問題

このように当初は海賊鎮壓を目的に派兵が要請され、却下され、翌年にはナポレオン戦争に伴う豫備措置としてマカオ佔領のために英軍が派兵されるという経緯からE I Cにとっての海賊問題の位置付けが理解できよう。

そもそもバローウが指摘したように海賊問題はE I Cの貿易に問題を生じさせるようなものではなかった。一八〇〇年代は、茶關稅引き下げが行われた一七八〇年代後半に比べれば伸び幅は縮小しているものの、取引量はいまだ擴大傾向にあった(圖3)。海賊問題はE I Cの對中取引にほとんど影響を與えていなかったと言える。

またE I Cは茶買附に必要な銀を、地方貿易商人が對中取引で得た利潤をロンドンへ送金すべくE I Cカントン財務局に拂い込んでいた現銀から得ていたが、E I Cの船舶に比べ、小規模な船舶を利用する地方貿易商人・米國商人の對中取引額も、圖1で示した通り大きな減退は見られず、また商船數も減少していない。海賊の被害も報告されているが、多くが小舟での移動の際のもので、商船が襲撃對象となつたことはあまりない。このように海賊問題は會社の取引の障礙と

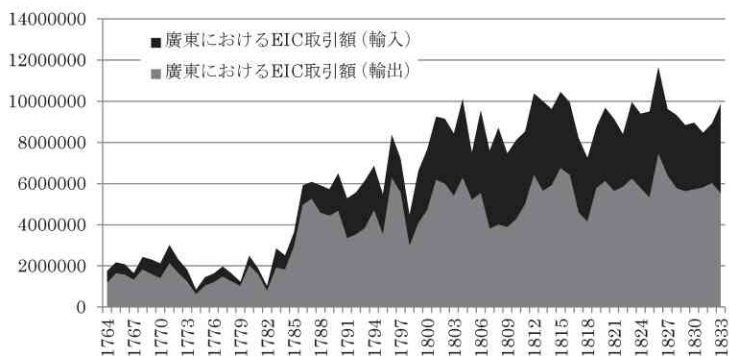


圖3 EIC取引額（1764-1833 単位：Tael）

出典：Morse, *The Chronicles* 所載年次取引額から作成。

はなっていないかった。海賊問題の解決は派兵の主目的ではなかったことが知れよう。ではロバーツの派兵要請は本當にフランスの脅威に對する豫備措置だったのか。

一八〇八年、管貨人委員會は上述の通り、對佛戦争の一環としてベンガル總督に派兵を要請していた。その根據となったのがヨーロッパにおけるナポレオンのポルトガルへの積極的な關與である。當初、中立政策を採っていたポルトガルに對し、ナポレオンは一八〇七年秋に大陸封鎖令參加を求めるが、ポルトガルがこれを拒絶する。するとナポレオンは一八〇七年一〇月、ポルトガルに派兵し、十二月、ポルトガル王室はリスボンを脱出、リオデジャネイロに移動した。ナポレオンのポルトガル派兵の目的は、對英大陸封鎖の貫徹とともにブラジル、アフリカ東海岸からゴア・マカオ・東チモールに至るポルトガル海上帝國の航海ルートの奪取にあつた。英國は、これに對抗してメシエン條約以來のポルトガルとの關係のさらなる強化に乗り出していた。ロバーツの一八〇八年の派兵要請は、これらの點をもとに「信賴できる情報筋によれば」⁽⁵⁵⁾フランスはポルトガル本國に對しマカオ佔領の意圖があることをほめかしていた。この提案を受けて、ベンガル總督ミントーが派兵を許可したのである。マカオ派兵は同盟國ポルトガル海上植民地保護というナポレオン戦争期の英國の利害に合致するもので、ベンガル總督が對佛政策を念頭にこれを許可するのは當然といえよ

う。この方針は一八〇二年の派兵から變わっていない。⁽⁵⁶⁾

ところで管貨人委員會はフランスのマカオ佔領の動きを本當に察知していたのだろうか。マカオ政廳がリスボン失陥の正式な通知を受け取ったのは一八〇八年七月のことであつたが、⁽⁵⁷⁾管貨人委員會がこれに何カ月も先んじて情報確保してゐたとは考えにくい。前述のように管貨人委員會は「信頼できる情報筋」というだけで具體的な情報源を明らかにしてはいない。極東で敵對勢力となる可能性があつたのはマニラであるが、その立場はスペイン本國における對ナポレオン蜂起以前においてはあきらかではなかつたといへ、むしろマニラ側がしばしば英國海軍の攻撃に苦しんでおり、そこからマカオへの派兵が行われることは考えにくい。⁽⁵⁸⁾そもそも、フランス海軍は一八〇四年のオール島海戦 Battle of Pulo Aura 以降、マレー半島以東で活動することは極めて少なくなつてゐた。フランスがポルトガルを佔領できたのも一八〇八年八月までで、しかもポルトガル王室は既にブラジルに脱出しており、インド洋ではモリシヤスに艦隊を置くのみのフランスが極東のマカオに對して何らかのアクションを起こすことができたとは考えにくい。⁽⁵⁹⁾インドにおいてさえずでフランスの脅威は後退しており、フランスのマカオ佔領が實現するとは考えにくかつた。しかし一八〇八年初頭の段階ではまだフランス軍をポルトガルから驅逐できるかは確實ではなく、オランダ領ジャワの存在もあつて豫防措置として派兵を検討する必要は十分にあつた。ロバーツは特に根據がなくともフランスのポルトガル植民地奪取の可能性を主張することで派兵要請が正當化できると考えていたにすぎないのだらう。では管貨人委員會はなぜ派兵を要請したのか。

(4) アヘン取引をめぐるマカオとEICの競合

EIC内部では、對中取引が擴大する以前の⁽⁶⁰⁾一七八一年の段階でマカオ佔領が議論されたことがあつたし、一七九四年のマカートニー使節團も英國商人専用の居留地の獲得を目的のひとつとしていた。⁽⁶¹⁾さらにロバーツは自ら越南國王阮福暎の下に取引擴大を目的とした交渉に赴いた際にも、華南沿海における居留地獲得の必要性に言及している。⁽⁶²⁾このように、

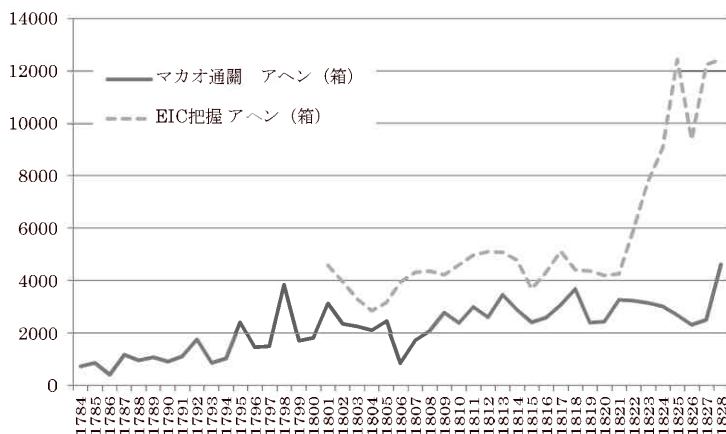


図4 アヘン輸入量 (1784-1828)

出典：Vale, *Os Portugueses em Macau*, p.312. Hosea B. Morse, *The international relations of the Chinese Empire*, vol.1, Shanghai: Kelly & Walsh, 1910, chap. 8.

可能であればマカオに兵を置き、マカオのポルトガル系住民（マカエンセ）を排除しないまでも、英國の影響下にマカオを置くことがカントンのEIC関係者の念頭にあったと思われる。この點はロバーツ自身が、海賊対策に協力すれば清朝は英軍によるマカオ佔領を黙認するという見通しを示していたことによっても傍證できよう。⁽⁶³⁾

同時にマカオはEICの對中取引において重要な新商品アヘンの取扱いにおける競争相手でもあった。周知の通り、地方貿易商人はインド・東南アジア産品を廣東へ持ち込んで銀を獲得し、それをEICの手形に交換してロンドンへ送り、EICはそこから廣東における茶買附用の現銀を調達していた。一七八三年以降、茶關稅の大幅引き下げに伴い、本國での茶の價格が下がり、需要が急増した。それに對應してEICは廣東での茶葉購入量を増やしたが、茶葉購入量を増やすためには地方貿易商人から流れる現銀を増加させる必要があった。その現銀確保のために地方貿易商人に持ち込ませるようになったのがアヘンであった。

EICでは、インドで生産したアヘンを卸賣するに當たり、一八〇一年から値崩れを防ぐために競賣總量を四八〇〇箱に制限した。その結果、一八〇一年から一八二〇年までの二〇年間、EI

Cが把握した中國へのアヘン持込量は、おおむね四〇〇〇箱強で安定した(圖4…年平均アヘン持込量四二五八箱)。

一方、一七六〇年代以來、マカオをを含むポルトガル系商人が獨自在インドでアヘンを仕入れ、マカオを通じて中國へ持ち込んでいた。⁽⁶⁴⁾一八世紀から一九世紀初頭まで、年平均一〇〇〇箱程度が持ち込まれていたと考えられる。⁽⁶⁵⁾ポルトガル系商人が持ち込むアヘンのうちEICから購入したアヘンが佔める割合は不明だが、ポルトガル系商人がEICの競賣以外のルートからアヘンを手し、マカオで販賣していたことは間違いない。その結果、ポルトガル系商人と競合するEIC系の地方貿易商人はアヘンの取引価格を引き下げる必要があり、その結果、地方貿易商人の對中貿易利潤が減少し、それに伴ってEICが廣東で確保できる現銀は豫想よりも少なくなっていた。

これに加えて、一八〇二年四月、ポルトガル本國はマカオにおけるアヘン取引をマカオ市民に獨佔させることを決定していた。⁽⁶⁶⁾これは一八〇一年のEICによるアヘン販賣總量制限への對抗措置でもあった。この時EICと取引のある地方貿易商人もマカオに倉庫を置くことが許可されたが、同時にマカオに持ち込んだアヘンはすべてマカオの商人を通じて清朝側の商人と取引することが義務づけられた。マカオ側は通關時に關稅を、さらにマカオの商人は地方貿易商人から手数料を徴収していたことになる。⁽⁶⁷⁾一方、清朝からは一七九九年二月に粵海關監督信山を通じて、アヘン輸入の禁止が通達されていたため、⁽⁶⁸⁾黃埔では地方貿易商人が大規模なアヘン取引を行うことは不可能となっていた。⁽⁶⁹⁾そのため、マカオを経由した取引を回避することはできなくなっていたのである。つまり地方貿易商人が取り扱うアヘンの価格は、ポルトガル系商人取扱い分と競合することで押し下げられ、同時にマカオ政廳への關稅・マカオ商人への手数料という形で取引に關わる経費が上乘せされていたのである。一八〇五―一八〇六年にアヘン價格が急落した際には、マカオ側が一方的にアヘン取引を停止し、地方貿易商人のアヘン取引は重大な損害を受けているように、マカオの存在は取引の障礙にもなり得た。⁽⁷⁰⁾すなわち、マカオの存在により、EICの意を受けた地方貿易商人によるアヘン取引から得られる利潤は大きく損なわれていたのである。一方、マカオ側ではマカオを通過しないアヘン取引は「密貿易」であり、その増大はアヘン價格を暴

落させる危険があるとしていた。ロウジェファミリー號 *Loujee Family* の「密貿易」⁽⁷⁾を黙認するE I Cに對して抗議を行つてゐるように、マカオとE I Cではアヘン取扱いをめぐつて利害が對立してゐたのである。⁽⁸⁾

一八〇一—一八二〇年の二〇年間のマカオ通關アヘン量は年平均二五二七・六箱と、E I Cが把握する中國へ持ち込まれるアヘンの量の六〇%弱で推移している(圖4)。このマカオ通關アヘン量にはポルトガル系商人取扱い分と地方貿易商人取扱い分兩方が含まれており、その内譯はあきらかではない。しかし少なくともE I Cからみれば、中國に持ち込まれるアヘンの利潤はマカオによつて大きく削がれてゐた。すなわちE I Cが茶購入のために確保できる現銀額は、マカオの存在により押し下げられてゐた。ポルトガル系商人は、E I Cの廣東貿易を管理する管貨人委員會にとつて、大きな障礙となつてゐたのである。可能ならば英軍をマカオに常駐させ、その排除を願うことは不自然ではなかつた。

しかし當時のヨーロッパでは一般的にマカオは英國の同盟國ポルトガル王國の主權下にある植民地であると認識されてゐたため、ナポレオン戦争下においては同盟國の植民地マカオのポルトガル系住民排除をはつきりと主張することはできなかった。そのために、一八〇七年一月に筆頭管貨人に就任したロバーツは、前年一二月のターナー誘拐事件をきっかけとして、海賊鎮壓を名目に派兵を要請したのである。海賊問題はロバーツにとつて名目でしかなく、それで派兵が不可能ならば他の理由を探さねばならない。その結果、翌年にはフランスのポルトガル極東植民地への野心という曖昧な理由によつて派兵を要請することとなった。すなわちロバーツは、特に重大ではなかつた海賊問題や、はつきりしないフランスの「野心」を名目にインドからの派兵を招來してマカオの影響力を抑制し、一八〇〇年代における貿易秩序をE I Cカントン管貨人委員會の利害に沿つた形で作り替えようとして、失敗したのである。

ところでロバーツはたびたび派兵を要請していたが、一八世紀・一九世紀のE I Cカントン管貨人委員會は、一貫して同様の志向を持つてゐたのだろうか。ここまで見てきたカントン管貨人委員會による派兵要請は、ロバーツが筆頭管貨人を擔當し、管貨人委員會のメンバーに、*William Baring* がいた時期(一八〇七—一八〇九)に集中している。ロバー

ツの前任筆頭管貨人のドルモンド James Drummond や、後任のブラウン Henry Browne、エルフィンストーン John Fullarton Elphinstone などは、みな貿易の安定を確立するために、むしろ清朝廣東當局やマカオ政廳との關係維持に腐心しており、派兵に關して言及していない。

一方、バリンの弟ジョージ George Baring は、兄が管貨人に昇進したのとは同時に、地方貿易商人のアヘン・棉花取引仲介に關わる會社 Baring & Co. を設立し、續いてほかの社員とともに新會社 Baring, Moloney & Roberts に改組してゐた。⁽⁷³⁾ EIC は一七九九年の清朝によるアヘン持込禁止令に従つて、會社が直接アヘンを取り扱うことを取りやめていたがカントンでの社員の行動に關しては制限をしていなかったため、社員による取引の仲介は默認されていたのである。しかし一八〇八年二月、EIC 本部は社員によるアヘン取引の仲介を禁止した。この時、ジョージと主席管貨人ロバーツは、「現地人 Natives（廣東の人々を指す）・パルーシー・ムーア人」あるいは「ポルトガル人」に仲介をさせるよりは、會社關係者が仲介を行う方が利益になると抗辯していた。⁽⁷⁴⁾ すなわちロバーツをはじめとする一八〇七—一八〇九年の管貨人委員會はほかの時期に比べ、特にアヘン取引に深く關わり、マカオと鋭く利害が對立していたのである。この時期の對マカオ強硬策は以上の文脈のもとで生まれたものであった。

(5) 海賊問題の解決と EIC

一八〇八年秋の英軍マカオ上陸事件以降も珠江デルタでは海賊の活動は依然活發で、治安はさらに悪化していた。一八〇九年九月初旬、清朝廣東當局は EIC カントン管貨人委員會に、海賊鎮壓作戰における H M S デディニユズ號 *Dédigneuse* の利用の可能性について打診した。⁽⁷⁵⁾ この時、管貨人委員會は協調行動要請を正式な文書を通じて行うよう要求した。清朝廣東當局はこれを拒否し、協調行動をめぐる交渉は破談となった。清朝廣東當局は嘉慶十年の段階で、マカオをはじめとする歐洲各國からの海賊對策への協力の申し出を拒否することを北京の清朝中樞との間で合意しており、⁽⁷⁶⁾ 翌

年兩廣總督が倭什布から那彥成へ交替した際にも確認されていた。⁽⁷⁷⁾ 正式な文書の發行は中央が關知した場合、重大な問題に發展しかねない行爲であり、廣東當局としては受け入れがたいものであった。

同月、清朝廣東當局は再びイギリス船の利用を模索し、當時、黃埔に停泊していた地方貿易船マーキュリー號 *Mercury* の海賊対策への協力は可能であるか、調査を行った。⁽⁷⁸⁾ EICとの取引を行っていた一部の洋商はこの調査に積極的に協力した。しかしEICカントン管貨人委員會側の動きは遅く、人員供出に否定的であった。⁽⁷⁹⁾ その後、十一月、HMSセントアルバンス號 *St. Albans* の船長オーステン Francis Austen と廣州府知府との會見が洋商の仲介により行われた。さらに兩廣總督百齡の會見が豫定されたが、會見の實現直前に交渉が打ち切られたという。⁽⁸⁰⁾ 後述の通り、清朝廣東當局はマカオとの協調行動を選んだからである。この時、EICカントン管貨人委員會はマカオ政廳が交渉を妨礙したとベンガル總督へ報告している。⁽⁸¹⁾ しかし清朝廣東當局は珠江虎門内への英國兵船進入を禁じており、英國艦船の利用にどれほど眞剣であつたのか不透明である。むしろ洋商がEICと清朝廣東當局を接近させるべく、會見をセッティングしようとしたが、結局うまく行かなかつたと考えるべきであろう。そもそも兩廣總督がEICの會社船の船長と直接會見することは考えにくく、會見の實現可能性は低かつた。一八〇八年十二月、英軍がマカオを撤退した直後、清朝廣東當局は貿易を再開させ、翌年夏、北京の清朝中樞は一八〇九年度の貿易を許可していた。しかし民夷交易章程などによりマカオ周邊の外國人に對する規制は強化されており、清朝政府の英國に對する警戒を強めていた。⁽⁸²⁾ 洋商はこの間の緊張を緩和させるべく奔走したが、直接的な成果を得ることはできなかったのである。

一八〇九年一月以降、EICは海賊問題に積極的に関與することはなくなった。むしろ一八一〇年三月には安全保障のため、海賊張保仔集團と相互不可侵協約を締結するに至る。⁽⁸⁴⁾ この時、後述の通り、張保仔はすでにマカオを通じて清朝廣東當局との間で投降交渉を行っていた。結局、EICは海賊問題そのものにはほとんどかわらなかつたというべきであろう。

そもそも前述のとおり、E I Cは海賊問題の影響を大きく受けてはいなかったし、一八〇七年以来のロバーツの海賊問題への言及自體が、マカオ佔領を目的とするインドからの派兵要請という目的を達成するための名目に過ぎなかった。そして派兵は行われたものの、マカオ佔領という所期の目的を達成できず、珠江河口の貿易秩序に關與することは結局できなかった。E I Cは前述のように廣東における中西取引の大部分を佔める存在であったにも拘わらず、一九世紀初頭においては貿易秩序の維持運用に關與することできない、商取引を行うだけのアクターであったのである。

3 マカオと海賊問題

(1) マカオと香山縣

一八〇九年一月に、「E I Cの交渉を妨礙し」清朝廣東當局の海賊對策におけるパートナーとなったマカオは、それまでのような形で海賊問題に關わっていたのだろうか。マカオで、海賊問題が議論されるのはE I Cより古く、一七九一年のことである。この時、香山縣知縣がマカオに對し、香山縣内における海賊掃討作戰への協力要請を行っている。⁽⁸⁵⁾この時は、マカオ側が家屋建築の自由・マカオ内部における華人裁判權・廣東におけるマカオエンセの自由貿易などを求めたため、破談に終わった。また、一七九三年にはマカオ側から海賊對策への協力申し出が行われた。⁽⁸⁶⁾この時は、香山縣からマカオ艦隊の作戰行動には清朝水師が必ず帶同することが求められたが、マカオ側が獨自に無關係の福建商船を海賊と目して襲撃したりするなどしたため、結局、共同作戰は行われなかった。⁽⁸⁷⁾一八〇一年にもマカオ側から香山縣に對し、マカオでの清朝海關の稅徵收の停止やマカオ内部における建築物改裝の制限撤廢を條件に海賊鎮壓への協力申出が行われたが、やはり香山縣がこれを拒絶している。⁽⁸⁸⁾

このように當初、マカオと香山縣との間では海賊對策協力が交渉の材料として利用されていた。しかし、一八〇四年以

降、マカオにとって海賊問題は清朝との取引に利用可能な問題ではなく、むしろマカオそのものの安全保障に關わる問題となっていた。一八世紀末以來の海賊の根據地の一つにマカオ沖のタイパ島・コロアネ島があった。これは海賊がマカオで盗品の賣却や物資の購入、あるいは通行税徴収などを行っていた事とも關連する。⁽⁸⁸⁾ またマカオ周邊での海賊の活動によりマカオへの小規模船舶の入港が脅かされ、食糧不足に陥ることさえあった。⁽⁹¹⁾ さらにマカオ政廳は一八世紀を通じてマカオへ流入していた華人労働者を海賊と出自を同じくする治安攪亂要素と目して警戒していた。⁽⁹²⁾ マカオ政廳は一八〇五年五月一日附で香山縣に對して、海賊は夜間に富家を襲撃していることや内港にあれば家を立てて住み着く華人が治安上の問題であることを報告し、善處を求めている。⁽⁹⁴⁾ 加えてマカオは清朝から自衛のための城壁の強化、砲臺の増設や武器攜帶を制限されており、目立った對策をすることが難しい状態にあった。またナポレオン戦争でフランス・スペインの壓迫を受ける本國やポルトガルのインド以東の植民地を管轄するゴアからの十分な援助を受けることもできなかった。

一八〇四年、食糧危機を齎すほどの海賊猖獗に直面したマカオ政廳は、直接的な海賊鎮壓に乗り出した。まずEICから一五〇〇〇ドルで會社船ナンシー號 *Nancy* を買い取り、同時に香山縣當局とともに海賊鎮壓を開始した。この時の財源はアヘン放出・マカオ商人の寄付・賣くじ販賣などで確保している。⁽⁹⁶⁾

當時の兩廣總督倭什布はマカオからの協力要請を謝絶したと上奏しているように、マカオ政廳との協調行動については清朝中樞は關知せず、清朝廣東當局が獨自に行っていた。廣東當局は、マカオ政廳と明代中期以來、犯罪者引き渡しやマカオ内部における華人同士のトラブルなど様々な事案の處理を、連絡を取り合いながら行っており、兩者の協力經驗は豊富であった。⁽⁹⁸⁾

この間、マカオ側の擔當者として清朝廣東當局と折衝に當たったのが、一八〇二年六月、マカオに判事官／王室法官 *Ouvidor Desembargador* として着任したアリアガ *Miguel de Arriaga Brum da Silveira* であった。判事官とは、ゴアから任命される、マカオにおける裁判を統括するものであるが、同時に清朝廣東當局などとの對外折衝、マカオにおける王室

財政の管理を行う立場にあった。マカオでは一七八三年の「王室制詰」⁽⁹⁹⁾により、判事官の権限が強化され、本國から任命される行政官 *Governador*、⁽¹⁰⁰⁾ マカオ市民により構成される市議會 *Senado*、⁽¹⁰¹⁾ マカオ教區司教 *Bispo* とならぶ権限を有していた。アリアガは清朝廣東當局との折衝のほか、マカオ船團の組織、海賊集團との折衝も差配していた。一八〇四年以降、マカオの對外的な態度はアリアガが中心となって定めている。

さて一八〇四年の協調行動においては、マカオ船團は廣東省西部電白周邊でも海賊と戦闘を行うなど廣い範圍で活動し、勝利を収めることもあったが、海賊問題の根本的な解決をもたらすことはできなかった。⁽¹⁰²⁾ 一八〇五年から一八〇六年にかけての時期も香山縣知縣とマカオ政廳は海賊鎮壓についてたびたび協力していた。⁽¹⁰³⁾ しかし海賊活動はその後、ベトナムにおける内戦終結による華人水軍の流入により、むしろ活発化する。

(2) マカオと廣東當局の海賊鎮壓における協調

ベトナムから流れ込んだ海賊集團は離合集散を経て、一八〇七年以降の珠江河口附近では主に張保仔集團と郭婆帶集團の二つの集團に分かれて活動していた。このうち張保仔集團はランタオ島に根據地を置きつつ、マカオにも通行税徴收の據點を置いており、しばしばマカオ沖に現れていた。⁽¹⁰⁴⁾ これに對しマカオ政廳はプリンセスカルロタ號 *Princess Carlota*、ウリセス號 *Ulisses*、レアオン號 *Leão* の三隻からなる船團を組織し對抗したが、自衛以上の成果を得ることはできなかった。⁽¹⁰⁵⁾ これらの船舶の購入資金を確保するためマカオの古い兵船を賣却せざるを得なかった。⁽¹⁰⁶⁾ 一八〇九年二月、マカオ政廳はふたたび船團を組織し、マカオ沖を遊弋する海賊集團と戦闘を行うが敗北した。⁽¹⁰⁷⁾ マカオの海賊對策はこの段階では順調であったとは言い難い。

三月、前年の英軍マカオ佔領事件の最終處理の豫備交渉のため、廣東巡撫韓尙がマカオを訪れ、アリアガ・バロシユ兩名と會見を行った。この時の會見についての韓尙の上奏は、マカオの英軍に對する抵抗を高く評價するもので、マカオ防

衛の強化と砲臺・城壁修築などの制限の一部撤廢を提案するものであった。⁽¹²⁾ 嘉慶帝はこの上奏を受け入れ、韓尙の提案通り處理を進める様、新任の兩廣總督百齡に指示している。百齡は同年四月、自らマカオ視察を行い、その見聞をもとにマカオの管理強化とともにマカオにおけるマカエンセ以外の「外國人」をできる限りマカオから排除することを提案している。⁽¹³⁾ 實際に外國人を排除することは不可能であったが、このような提案はアヘン取引を中心とする對中貿易におけるプレzensを確保しようとするマカオ政廳の利害に適ったものであり、韓尙と百齡のマカオ視察を経て、清朝廣東當局とマカオ政廳の間の關係が強化されたと考えられる。

七月、清朝綠營水師は張保仔集團・郭婆帶集團と衝突し、總兵許廷桂が戰死するなど敗北を喫しており、同時に海賊集團の沿海掠奪の頻度も増加しつつあった。⁽¹⁴⁾ このように海賊問題が深刻化するなかで清朝廣東當局はマカオとの海賊鎮壓行動に關する協議を進めていったのである。

六月、香山縣はマカオに對し、艦船二隻と大砲一七門の買い取りを打診し、實際に一〇月には大砲の買取りが行われた。⁽¹⁵⁾ また九月にはマカオ市議會から香山縣に對し、武裝ボルトガル船數隻とジャンク二〇〇隻からなる海賊鎮壓船團の組織を持ちかけられた。この時、マカオ市議會は廣東當局に對し、費用三〇萬兩の貸し付けを要求していた。⁽¹⁶⁾ 當初、マカオ側は五年年賦での返却を條件としていたが、交渉は難航し、結局十一月に八萬兩をとりあえず渡すことで決着している。⁽¹⁷⁾ この貸附金額をめぐる交渉と同時進行で、マカオ政廳の船團整備と清朝綠營當局との共同作戦が開始された。

一八〇九年一月初旬、早くもマカオ船團と清朝綠營水師は、張保仔船團と戦鬪を行っている。さらに一月二三日に正式な海賊鎮壓協調行動に關する協約が締結された。この時に成立した協約は、六隻からなるマカオ船團と清朝水師により船團を構成し、清朝廣東當局は八萬兩をマカオ側へ支拂うことで經費を賄うというものであった。⁽¹⁸⁾ 二九日までにはアリアガは自らマカオの商人から一二〇〇〇ドルを借り受け、艦船六隻兵士六三〇名からなる部隊を編成し、清朝綠營水師六〇隻一八〇〇名からなる部隊とともに作戦行動を開始した。

第二節でみたEICと清朝廣東當局の交渉は、こうした十數年來のマカオと清朝廣東當局の協調行動の裏で行われていたものであった。EICはマカオの妨礙により交渉が決裂したとするが、清朝側はすでにマカオとの協調行動を實行に移しており、むしろEICがマカオと清朝廣東當局の間に割って入る形になっていたのである。

翌月、珠江河口においてマカオ・清朝連合船團が張保仔集團・郭婆帶集團を撃破する。これによって張保仔集團および郭婆帶集團は清朝への投降を模索するようになった。

(3) マカオと張保仔投降交渉

一八〇九年二月一日、マカオ沖でマカオ・清朝連合船團は張保仔集團を打ち破った。さらに一日には郭婆帶集團と張保仔集團が戦闘を行った。この時、郭婆帶集團が勝利をおさめ、郭婆帶はこれを契機に清朝廣東當局への投降交渉を仲介するよう、アリアガに求めた。⁽¹⁰⁾ アリアガはこれを認め、清朝廣東當局に取次ぎ、翌一八一〇年一月三日、郭婆帶は歸善縣において投降した。郭婆帶には把總銜が與えられた。⁽¹¹⁾ 前述のとおりマカオには海賊集團の通行料徴收機關が設置されており、海賊集團はマカオの脅威でありつつ、同時にマカオ經濟と強く結びついた存在でもあった。マカオはともと海賊集團との間にチャネルを有していたと考えられよう。

以下、主に當事者であるアリアガが本國へ書き送った報告書をもとに、張保仔集團投降までの経緯を見ておこう。⁽¹²⁾ 張保仔集團とマカオ・清朝連合船團の戦闘は繼續しており、一月二日にも衝突していた。一方、アリアガは張保仔と投降交渉を開始した。一日附の本國向けの報告書において張保仔投降交渉仲介に關して言及しており、二日にはマカオ船團の司令官アルコフォード Alcoford から張保仔にむけて投降呼掛けが行われている。この時、清朝廣東當局はマカオのアヘン商周飛熊を介して、張保仔に投降呼掛けを行っていた。⁽¹³⁾ 二月二日、アルコフォードは直接張保仔の居船に向かい、交渉を行い、この時に二月二日に、珠江虎門附近において張保仔が投降することが決められた。二一日、兩廣總督百

齡・香山縣知縣彭昭麟・アリアガの三名が虎門に待機していたが、張保仔集團は一旦近づくも、退去してしまった。張保仔は二四日にはアリアガと交渉を再開しているが、同時に珠江デルタの沿岸集落への攻撃も繼續していた。⁽¹⁴⁾二八日には香山縣からアリアガに對し、投降受入時の警備について確認が行われている。⁽¹⁵⁾三月二三日にはアリアガから張保仔に對し、投降受入準備が完了したことが伝えられ、三〇日にはまずマカオの媽閣で投降が行われるとされたが、清朝廣東當局側の意向で香山縣芙蓉沙に變更された。この段階でアリアガは仲介を止め、直接交渉に任せようとしたが、張保仔・廣東當局兩者から慰留され、その後の投降の儀式にまで参加している。四月八日に百齡が嘉慶帝の裁可を受けたことをアリアガに伝え、同日、張保仔からも投降條件受け入れが伝えられると、九日、百齡は按察使を派遣して、張保仔の投降を受け入れることとなった。⁽¹⁶⁾張保仔集團は武装解除されず、そのまま清朝廣東當局の船團とともに雷州半島附近の海賊集團鎮壓に投入された。八月までに雷州半島の海賊集團は壊滅し、一八世紀末以來の海賊問題は一旦解消された。

(4) 事後處理

海賊問題の解決とともに、マカオ政廳と清朝廣東當局の間では一八〇九年一月二三日の協約の履行をめぐって議論が起こっている。まず一月二三日の協約において定められた清朝廣東當局からマカオ政廳への八萬兩の支拂いに關しては、マカオ政廳内で意見が分かれたが、結局、請求しないこととなった。⁽¹⁷⁾

もう一つマカオ側が清朝廣東當局に海賊對策協力の見返りに求めていたのが「特權の回復」である。このことは先述した一七九〇年代の海賊鎮壓に關わる協調行動についての交渉でも言及されていたものである。ただし、「回復」とはいうものの、むしろいくつかの規定を現状にあつた形に變更することを求めたものであり、清朝側では新規要求と認識していた。その内容は、1…廣州往來の自由化、2…マカエンセ所有船舶制限の撤廢、3…マカオにおける清朝海關の徵稅額の減額、4…船舶修繕稅の撤廢、5…マカオ内河への鹽船進入禁止、6…亞鉛取引制限の撤廢、7…マカオ内の華人に對す

る裁判權、8…裁判文書轉送過程の明文化、9…マカオへ輸送される食糧の輸送費用の明文化、10…建築物修繕に關わる申請の撤廢、11…マカオの賃貸住宅における華人立退に關する規定の明文化、12…營地街における不法建築物の撤去の許可、13…娘媽閣などの沿海地區の貧民の不法簡易住居の撤去、14…買辦管理の徹底、15…不法營業飲食店の營業禁止、16…海岸における薪柴保管の禁止、17…人夫管理徹底の全一七條であつた。廣東當局は、第一二條以降の善處を約束したものの、第一條から一一條までの要求はすべて却下された。

マカオ政廳がこの海賊鎮壓において直接的に得たものは必ずしも多くはなかつた。しかし英軍マカオ上陸事件の事後處理と、事後處理終了後に發布された民夷交易章程において、マカオは西洋人との交易管理に不可欠の存在として認知されることとなつたし、その後の海賊對策をめぐる協約の履行と海賊投降交渉における仲介者としての役割により、清朝廣東當局との間での信頼は強固なものとなつたと言える。

また英軍上陸事件および海賊問題と前後して、華人富裕層が共同で發言を行う機會が増加する。例えば一八〇九年一月には「澳門紳士趙元儒、鍾嶽喬、蔡全青等」が香山縣知縣に對し新任マカオ行政官アルバレンガの更迭を働きかける様、請願書を提出している。二月二三日にはマカオの華人商人が共同で、ポルトガル國王に對しマカオを英國へ引き渡すことのないように請願書を送っている。⁽²⁹⁾ また同年一月には一八一〇年一月一日に任期が切れるアリアガの留任を願ひ、香山縣、市議會、ポルトガル國王に嘆願書を提出していた。⁽³⁰⁾

一八世紀を通じマカオに華人が流入していたことは、上記の一二月三日協約にまつわるマカオ側からの請求一一條以降からもうかがえる。これらの華人のうち一部富裕層はカトリックに改宗し、ポルトガル風の名前を名乗りマカエンセに組み込まれていったが、その一方で、カトリックに改宗することなく商賣を行う層も存在し、「澳門紳商」として發言を行つていった。彼らはもちろんマカオ市議會に参加することはできなかったが、ギマラエシユが指摘するように、これらの發言力を持ちつつあつた華人は、アリアガを中心とするマカオ政廳に協力的であり、その結果、マカオ各層の統合が強

まったという。⁽¹⁸⁾ 彼ら「澳門紳商」は、前述の張保仔集團との交渉の仲介を行った周飛熊がそうであるように、一八世紀末からのマカオにおけるアヘン取引によって成長した層であった。彼らとマカエンセ、マカオ當局はアヘン取引において利害が一致していた。

すなわち、一八〇〇年代における海賊対策及び、英軍上陸事件への対応を経て、清朝廣東當局・マカオ政廳・マカエンセ・マカオ華人などは一八世紀以来の貿易秩序の現状を維持することで利害が一致したと言えるだろう。一八一〇年代、とくにアリアガが終身判事官としてマカオ統治に深くかわっていた時期においては、廣東における交易は大きな問題もなく、安定して営まれてゆくこととなった。⁽¹⁹⁾

おわりに

本稿での検討の結果、明らかとなった「ヨーロッパ人」の海賊問題への関わり方は以下の通りである。一八〇四年以降、活発化する海賊の活動に對し、EICカントン管貨人委員會は積極的に關與しようとして、ベンガル總督に派兵を要請する。しかし管貨人委員會は、現銀確保のためのアヘン取引の障礙となつてゐるマカオ政廳の影響力を抑制するために派兵を要請してしたのであつて、海賊問題への對處は派兵要請を正當化するための理由づけに過ぎなかつた。そもそも海賊問題はEICの取引そのものに重大な影響を及ぼしてはならず、海賊問題に積極的に關わつてゆく契機は、交易條件改善のため清朝と交渉を行う際のカードとする以外には存在しなかつたのである。一方、海賊問題が自身の安全保障と強く關わつてゐたマカオは、清朝廣東當局としばしば海賊鎮壓に關わる協調行動を行い、積極的に海賊鎮壓に關わつてゐた。特に海賊問題が深刻化した一八〇九年には清朝廣東當局と海賊鎮壓協約を締結し、さらに海賊集團の投降交渉の仲介を行つて、海賊問題の解決に深く關わつてゐた。そのマカオと清朝廣東當局の交渉の中で兩者の信頼が醸成され、同時に利害が一致し、一八一〇年代における安定的な貿易秩序の運用がもたらされた。⁽²⁰⁾

以上の展開から見出される一七九〇年から一八二〇年までの珠江デルタにおける安全保障の構造は以下のようなものとなる。安全保障はそもそも清朝廣東當局が行うべき事項であった。同時にマカオ政廳も自らマカオ周辺の安全保障に關わっていた。ただし一八〇〇年代の海賊問題を、清朝廣東當局あるいはマカオ政廳は獨力で解決することはできず、最終的には兩者が協調して行動することで解決することとなった。一方、EICは貿易秩序に直接關與しなかったが、一八世紀末にアヘンという新商品を利用した現銀確保が行われるようになることで、カントン管貨人委員會は海賊問題という完全保障問題への關與を名目にカントンシステムの中からマカオを排除し、アヘン取引からさらなる利益を得ようとした。しかしこの目論見は失敗し、ついでフランスの脅威を名目にマカオの影響力抑制を狙って派兵を行ったが、清朝・マカオ兩者からの激しい反對に遭い、失敗する。むしろ清朝とマカオは英軍派兵と海賊問題對策での協力を契機に信頼を醸成することとなった。結果として清朝とマカオ政廳による貿易秩序が強化され、アヘン取引は一定量がマカオを経由することで當地の貿易秩序に組み込まれた。

すなわち、本稿で見た海賊問題という外部からもたらされた安全保障問題への各アクターの關與は、一七八〇年代の英國における茶關税引き下げに伴う中國茶の需要の増大と、その決裁現銀確保に用いられるアヘンという新商品の登場に伴う貿易秩序の動搖を鎮靜化してゆく過程を背景として行われたものであると言えよう。

一八一九年、マカオ政廳はEICカントン管貨人委員會に對し、マカオ經由のアヘン取引を年間最大五〇〇〇箱に制限し、同時に關稅手数料の上限を一〇〇〇〇兩に設定する案を持ちかけ、拒否されている。⁽¹⁶⁾これは、一八一七年に開發された廉價で高品質なマルワアヘンの流入に伴うアヘン價格の低落を防止しようとする措置であった。しかし一八二〇年代を通じて、アヘンの中國への持込量は増加し、それにもなって價格は低落を續けた。その後のアヘン戰爭に至る経過には贅言を要しないであろう。⁽¹⁷⁾珠江河口の貿易秩序は一八二〇年代以降に登場した大量の廉價なアヘンを受け止めることができなかつたのである。

註

- (1) 英國圖書館所藏インド省文書 (IOR: India Office Record, The British Library, London) 所收。
- (2) Hosea B. Morse, *The Chronicles of the East India Company Trading to China, 1635-1834*, 5vols, Oxford: Clarendon Press, 1926-1929.
- (3) 岡本隆司『近代中國と海關』(名古屋大學出版會、一九九九年)
- (4) Paul A. van Dyke, *The Canton Trade: Life and Enterprise on the China Coast, 1700-1845*, Hong Kong: Hong Kong University Press, 2005.
- (5) 村尾進「珠江・廣州・澳門: 英文および繪畫史料から見た「カントンシステム」」(小野和子編『明末清初の社會と文化』京都大學人文科學研究所、一九九六年)、同「乾隆己卯: 都市廣州と澳門がつくる邊疆」(『東洋史研究』六五・四、二〇〇七年)。
- (6) 清朝の廣東貿易管理機構の概略に關しては井上裕正「清代アヘン政策史の研究」(京都大學學術出版會、二〇〇四年)、一二三〜一二八頁參照。
- (7) Earl H. Pritchard, "The Struggle for Control of the China Trade during the Eighteenth Century", *Pacific Historical Review*, vol. III, 1934, pp. 280-295.
- (8) 一七八六年以來、米國は廣州に領事を置いていたが、一八四四年の望廈條約締結まで清朝當局に對する有效なチャネルを保持することはなく、貿易額に比して影響力はほとんどない。仇華飛『早期中美關係研究(一七八四—一八八四)』(北京: 人民出版社、二〇〇四年)、二五〇—二五一頁。
- (9) 一九世紀初頭におけるマカオの概況については A. M. Martins do Vale, *Os Portugueses em Macau (1750-1800): Degradados, ignorantes e ambiciosos ou fideis vassalos d'El rei?*, Lisbon: Institute Português do Oriente, 1997 參照。
- (10) Charles R. Boxer, *The Portuguese seaborne empire, 1415-1825*, London: Hutchinson, 1969.
- (11) 鄭開頌、吳志良、陸曉敏主編『粵澳關係史』(北京: 中國書店、一九九九年)。
- (12) George B. Souza, *The Survival of Empire: Portuguese Trade and Society in China and South China Sea, 1630-1754*, Cambridge: Cambridge University Press, 1986.
- (13) 豐岡康史「イギリス軍マカオ上陸事件(一八〇八年)に見る清代中期の對外政策決定過程」(『東洋學報』九〇・三、二〇〇八年)。
- (14) Dian H. Murray, *Pirates of the South China Coast 1790-1810*, Stanford: Stanford University Press, 1987.
- (15) John Turner, "Account of the Captives of J. Turner, Chief Mate of the Ship Tay, Amongst the Ladrones", *Naval Chronicle*, 20: 456-72, 1808. Richard Glasspole, "A Brief Narrative of My Captivity and Treatment Amongst the

- Ladrones," in George Wilkinson, ed., *Sketches of Chinese Customs and Manners in 1811-1812*. Bath, 1814.
- (16) Ângela Guimarães, *Uma Relação Especial: Macau e as relações luso-chinesas, 1740-1844*. Lisboa: Centre de Investigação e Estudos de Sociologia, 2000.
- (17) ポルトガル海外領土史文書館所蔵マカオ関連文書 (DAM: Documentação Avulsa de Macau, Arquivo Histórico Ultramarino, Lisboa). Isaiú Santos, *Macau e o Oriente no Arquivo Histórico Ultramarino*, 2 vols. Macau: Instituto Cultural de Macau, 1997.
- (18) 豊岡康史「清代中期の海賊問題と對安南政策」『史學雜誌』一一五—四、二〇〇六年。吉開將人「『南越國長』阮福映——清代檔案から見た阮福映の冊封問題」『史朋』第四〇、二〇〇七年。
- (19) 山本達郎編『ベトナム中國關係史』(山川出版社、一九七五年)、嶋尾稔「タインン朝の成立」『岩波講座 東南アジア史4』、二〇〇一年。
- (20) Sakurai Yumio, "Eighteenth-Century Chinese Pioneers on the Water Frontier of Indochina," in Nola Cooke and Li Tana eds., *Water Frontier: Commerce and the Chinese in the Lower Mekong Region, 1750-1880*. Singapore: Rowman & Littlefield Publishers, Inc., 2004.
- (21) 矢野仁一「嘉慶時代の艇盜の亂について」『歴史と地理』一八一—二、一九二六年。
- (22) Murray, *Pirates of the South China Coast*, pp. 32-57.
- (23) たとえど同治『南海縣志』卷十四「列傳 朱程萬傳」、『靖海氛記』(袁永綸撰、蕭國健・卜永堅「華南研究資料中心通訊 袁永綸『靖海氛記』箋註專號」四六、二〇〇七年所收)。
- (24) Murray, *Pirates of the South China Coast*, pp. 80-98.
- (25) 海賊問題についての懸念は一七九六年の段階ですべてにEIC内部で存在し、英國海軍少將レイニア Peter Raimierに伝えられていたが、實際の被害はまだなかった。Morse, *The Chronicles*, II, p. 290°.
- (26) FOI048/5/1 ナミンヤの兩廣總督那彦成への書簡、嘉慶十年八月十四日(一八〇五年一〇月六日)、Morse, *The Chronicles*, III, pp. 9-15.
- (27) IOR/F/4/216/4750: Proposition of the Select Committee at Canton for the dispatch of a Naval Force into the China Seas for the Suppression of Pirates, Roberts to Barlow, 29 February 1807.
- (28) *Sufferings of the John Turner, Chief mate of the country ship Toy, including His captivity and danger amongst the Ladrões*, London: Thomas Tegg, ca. 1809.
- (29) ベンガル總督 Governor General of Bengal が、英國東インド會社によるインド行政の監督を行つ職。一七七三年のノース規正法制定以降、會社の役員會に任命権があったが、實質的には本國政府が任命した。今田秀作「パクス・ブリタニカと植民地インド・イギリス・インド經濟史の《相關把握》」(京都大學學術出版會、二〇〇〇年)参照。會社の

インドにおける意思決定は、ベンガル總督が行うこととなり、カントン管貨人委員會のインドへの文書の宛名はベンガル總督となった。

- (30) 一八〇四年の浙江金門鎮總兵胡振聲の戦死あるは、一八〇三年に電白營で海賊鎮壓作戦實行中に病死した黃標を指すか。

- (31) IOR/F/4/216/4750 Roberts to Barlow 26 February 1807.
(32) IOR/F/4/216/4750 Roberts to Barlow 29 April 1807.
(33) IOR/F/4/216/4750 Barlow to Pellew 23 April 1807, Barlow to Court of Director 10 June 1807.

- (34) IOR/F/4/216/4750 Barlow to Roberts 1 May 1807.

- (35) IOR/F/4/216/4750, Barlow to Roberts 23 April 1807.

- (36) Morse, *The Chronicles*, II, pp. 373-387.

- (37) IOR/F/4/246/5559: An Expedition against Ladronez Pirates suggested by the Select Committee at Canto, Roberts to Barlow 25 August, 1807.

- (38) IOR/F/4/246/5559 Extract from Mr. Turner's Narrative, pp. 26-45.

- (39) IOR/F/4/246/5559 Edict of Viceroy of the Province of Guangtong and Guangsee 18 July 1807.

- (40) ボンタインマリーンは、英國東インド會社が所有する海軍で、おもにインド沿海での會社船の護衛及び港灣の防衛、やうに會社の行う戦争に参加した。Edward S. M., "The Company's Marine", *The Cambridge History of the Empire*, London, 1932, pp. 144-152. 本来は、英國海軍とは別個の

命令系統を有するが、當時はしばしば混成部隊が組織されて、英國海軍東インド方面總司令官の指揮に従った。會社軍全體については Madam Paul Singh, *Indian Army Under the East India Company*, New Delhi, 1976 参照。

- (41) IOR/F/4/246/5559 Ross to Roberts, August 1807.

- (42) Morse, *The Chronicles*, III, p. 86.

- (43) IOR/H/60/84: Papers concerning the Portuguese; Memoirs dealing with the Portuguese Settlement in India and China, their occupation by British troops and the British expedition to Macao. Dispute between the British and Portuguese at Macao, 1807-09, pp. 607-609.

- (44) 一七九九年に「スペイン・フランス艦隊が珠江河口に現れ、英軍と戦闘を行った」とあり、一八〇二年の時点で、東インドにおけるフランスの影響力は十分にあった。— Morse, *The Chronicles*, II, p. 677.

- (45) Morse, *The Chronicles*, II, pp. 373-387.

- (46) Guimarães, *Uma Relação Especial*, pp. 78-79, 84-87. 『明清時期澳門問題檔案文獻匯編』（中國第一歷史檔案館・澳門基金會・暨南大學古籍研究所合編、北京：人民出版社、一九九九年：以下『文獻匯編』と略記）、第一冊、四〇三、內務府大臣蘇楞額上奏、嘉慶七年八月初二日。

- (47) IOR/H/60/84, Papers concerning the Portuguese, p. 590.
(48) 『文獻匯編』第一冊、四〇五、兩廣總督吉慶上奏、嘉慶七年八月二十三日。

- (49) 吳志良・湯開健・金國平主編『澳門編年史』（廣州：廣

- 東人民出版社、二〇〇九年）、一二九―一二九八頁。
- (50) IOR/F/4/246/5559 Barlow to Roberts, 8 February 1808. IOR/H/60/84. Papers concerning the Portuguese, pp. 587-606.
- (51) Guimarães, *Uma Relação Especial*, p. 93.
- (52) Hariharan, Shantha, "Macao and the English East India Company in the Early Nineteenth Century: Resistance and Confrontation", *Portuguese Studies*, 23.2, 2007, pp. 135-152. IOR/F/4/246/5558, Relatives to the unfriendly conduct of the Portuguese Government of Macao, pp. 1-37.
- (53) IOR/F/4/306/7025 Court of Directors to Roberts 11 April 1810. 中江健三「嘉慶年間の澳門佔領について(一)」『歴史學研究』七五、一九四〇年
- (54) たとえば會社船マルキスオベイリ號 *Marquis of Ely* からマカオに物資を買い附けに行ったグラスプール Richard Glasspool は歸路、悪天候により遭難し、その後海賊に拘束され、身代金（一〇〇〇〇ドル）を要求された。二か月で解放されたところもあり、彼の取り扱いに關してはあまり議論されつゝなさ。Richard Glasspool, "A Brief Narrative of My Captivity and Treatment amongst the Ladrones," in George Wilkinson, ed. *Sketches of Chinese Customs and Manners in 1811-1812*: Bath, 1814. 小舟に積荷を移した後、海賊からの襲撃に警戒すべきことは、すでに一七三〇年代からスウェーデン東インド會社關係者により指摘されていた。阿海『雍正十年：那條瑞典船舶の故事』（北京：中國社會科學出版社、二〇〇六年）、九―一〇頁。
- (55) Morse, *The Chronicles*, III, p. 86.
- (56) イントおよび極東におけるポルトガル植民地の保護に關する議論は、ナポレオンとのエンブト遠征（一八〇〇年）を契機に始まる。IOR/H/60/84. Papers concerning the Portuguese, pp. 575-611.
- (57) 施白華著、金國平・姚京明譯『澳門編年史』（澳門：澳門基金會、一九九五年）、九頁。
- (58) マニラ當局は一八〇八年五月のマドリッド蜂起直前までは、中立の立場をとり、しばしばイギリス艦船の攻撃を受けていたが、一八〇八年以降は、ナポレオンとの協力關係を拒絶するのを宣言する。E. H. Blair and J. A. Robertson eds., *The Philippine Islands, 1493-1898*, vol. 51. S. I.: s. n. 1967, pp. 27-31.
- (59) ただし、ナポレオン戦争期のフランスの極東政策に關しては後考に俟ちた。
- (60) Morse, *The Chronicles*, II, pp. 68-69.
- (61) Morse, *The Chronicles*, II, p. 235.
- (62) IOR/G/12/195, Roberts to Drummond, 24 Dec 1803.
- (63) Morse, *The Chronicles*, III, p. 86.
- (64) Vale, *Os Portugueses em Macau*, pp. 202-215. 李長森『明清時期澳門土生族群的形成發展與變遷』（北京：中華書局、二〇〇七年）三四三―三五二頁。Jorge Manuel dos Santos Alves, "O Triângulo Madeira-Achem-Macau: Um Projecto

- Transoceânico de Comércio de Ópio (1808-1816)", *Um Porto entre dois Impérios: Estudos sobre Macau e as Relações Luso-Chinesas*. Macau: Instituto Português do Oriente, 1999, pp. 163-200. 地方貿易商人の一部のローカルなネットワーク在地の権力者から直接メキシコを購入している。Michael Greenberg, *British Trade and the opening of China, 1800-1842*. Cambridge: Cambridge University Press, 1951, p. 134.
- (65) 黄啓臣「鄧開頌「明清時期澳門對外貿易的興衰」(『中國史研究』一九八四年第三期)。Morse 前掲書, III, pp. 320-321。前掲『粵澳關係史』, 一八六頁。
- (66) Morse, *The Chronicles*, III, p. 322.
- (67) Joel Serrão, & A. H. de Oliveira Marques (dir.), *Nova História da Expansão Portuguesa*, vol. V, tome 2, *O Império Oriental (1660-1820)*, coord. Maria de Jesus dos Martires Lopes, Lisboa: Editorial Estampa, 2006, pp. 380-381. 前掲『粵澳關係史』, 一八九-一九〇頁。黃慶華「中葡關係史」(合肥: 黃山書社, 二〇〇五年), 四八六-四八七頁。李長森「明清時期澳門土生族群的形成發展與變遷」, 三五〇頁。
- (68) 井上「清代アヘン政策史の研究」, 三五-四一頁。
- (69) 一八一〇年代以降、黃埔や廣州でのアヘン取引は黙許料の相場が安定していたが、一七九九年の禁令直後は取引自体が難しくなり、黙許料も高騰していたと思われる。Van Dyke, *The Canton Trade*, pp. 131-132.
- (70) Greenberg, *British Trade and the opening of China*, pp. 116-117.
- (71) Anne Bulley, *The Bombay Country Ships, 1790-1833*. Richmond, Surrey: Curzon Press, 2000, p. 151.
- (72) Morse, *The Chronicles*, II, pp. 735-736.
- (73) British Parliamentary Papers, *Reports from the Select Committee of the House of Commons appointed to enquire into the present state of the affairs of the East India Company, 1830*, pp. 250-264.
- (74) Morse, *The Chronicles*, III, pp. 77-80. 龔纓晏「鴉片的傳播與對華鴉片貿易」(北京: 東方出版社, 一九九九年), 二〇〇-二〇一頁。
- (75) Morse, *The Chronicles*, III, pp. 117-118.
- (76) 「文獻匯編」第一冊, 四一五、内閣上諭、嘉慶十年二月初七日。
- (77) 「文獻匯編」第一冊, 四一七、寄信上諭、嘉慶十年四月二十日。
- (78) FO1048/9/9 署廣州府知府英より通事楊超陞への通知、嘉慶十四年八月初四日。FO1048/9/11 署廣州府知府英より洋商への通知、嘉慶十四年八月初四日。
- (79) FO1048/9/22 洋商から管貨人委員會への手紙、嘉慶十四年八月二十三日。FO1048/9/23 廣州府知府英よりロバーツへの通知、嘉慶十四年八月二十四日。FO1048/9/26 ロバーツより洋商への手紙(草稿)、嘉慶十四年八月三十日。Morse, *The Chronicles*, III, p. 117.
- (80) Murray, *Pirates of the South China Coast*, p. 133.

- (81) Morse, *The Chronicles*, pp. 121-122.
- (82) FO1048/9/28^{*} 澳門海防同知朱よりロベーンへの通知^{*} 嘉慶十四年九月十二日。
- (83) 『文獻匯編』第一冊、四八八、兩廣總督百齡上奏、嘉慶十四年四月二十日。
- (84) Murray, *Pirates of the South China Coast*, p. 142.
- (85) DAM, No. 880, Cx. 19, Doc. 22 Ofício do Senado a Castro, 1791-12-29, Jin Guoping e Wu Zhiliang eds, *Correspondência Oficial Trocada Entre as Autoridades de Cantão e os Procuradores do Senado*, Macau: Fundação Macau, 2000, Vol. 1, No. 157, 159. 劉芳輯、章文欽校『葡萄牙東波塔檔案館藏清代澳門中文檔案彙編』(澳門: 澳門基金會, 一九九九年: 以下、『中文檔案彙編』と略稱) 上冊、九三三、四七五頁。
- (86) DAM, No. 906, Cx. 19, Doc. 48 Ofício do Faro a Castro, 『中文檔案彙編』上冊、九三四。
- (87) Anders Ljungstedt, *An Historical Sketch of the Portuguese Settlements in China, and of the Roman Catholic Church and Mission in China; a Supplementary Chapter, Description of the City of Canton*, Boston: James Munroe & Co., 1836, Reprint, Hong Kong: Viking Hong Kong Publications, 1992, pp. 131-133. 黃慶華『中葡關係史 一五三—一九九』(黃山書社, 二〇〇六年), 四六五—四六六頁。
- (88) 道光『香山縣志』卷四、「海防・澳門」
- (89) Robert J. Antony, *Like Froth Floating on the Sea: The World of Pirates and Seafarers in Late Imperial South China*, Berkeley: Institute of East Asian Studies, University of California, 2003, pp. 127-129.
- (90) 『中文檔案彙編』上冊、八七四—八八四、四五—四五六頁。
- (91) Morse, *The Chronicles*, II, p. 729, Antony, *Like Froth Floating on the Sea*, p. 45, 『中文檔案彙編』上冊、八六七—八六八、四四九—四五〇頁。
- (92) Guimarães, *Uma Relação Especial*, pp. 123-128, Antony, *Like Froth Floating on the Sea*, p. 45.
- (93) 海賊のマカオ侵入は一八〇七年二月一日にも發生してゐる。Morse, *The Chronicles*, III, p. 31.
- (94) 『中文檔案彙編』上冊、八七二、四五〇頁。
- (95) 『中文檔案彙編』上冊、八一六、四一三頁。
- (96) DAM, No. 1104, Cx. 24, Doc. 32 Representação do Senado a D. João, 1804-12-31.
- (97) 『文獻匯編』第一冊、四一四、兩廣總督倭什布、嘉慶十四年三月初三日奉朱批。魏源『嘉慶東南靖海記』(『聖武記』所收) には「夷船」を借りなかつたことを指摘する文言があるところ、公式にはマカオの關與を清朝は關知していないこととなつてゐた。
- (98) 『中文檔案彙編』所收文書にあるように、清代を通じて、マカオ政廳と清朝廣東當局は、刑事民事裁判・財政・貿易管理・治安維持・キリスト教徒管理・宣教師の北京との往

復・海外情報の提供など、多岐にわたる交渉を行っていた。

- (99) 『王室制誥』は一七八三年四月四日附でポルトガル女王マリア一世からゴア總督ソウザに出された訓令で、本國から派遣される行政官の權限を強化し、中央集權化と貿易利潤の本國への還元を狙ったものであった。吳志良『生存之道・論澳門政治制度與政治發展』（澳門成人教育學會、一九九八年）三八六～三九七頁。

- (100) この時期の行政官はフアロ Vasco Luis Carneiro de Souza Faro (1790-1793)、『ピント José Manuel Pinto (1793-1797, 1800-1803)』カストロ D. Christovão Pereira de Castro (1797-1800)、『ペレイラ Caetano de Souza Pereira (1800-1803)』ファリア Bernardo Aleixo de Lemos Faria (1806-1808^{*} 1810-1817)、『アルバレンガ Lucas José de Alvarenga (1808-1810)』である。

- (101) この時期の市議會の代表者は、理事官 Procurador であるバロシユ José Joachin de Barros であった。

- (102) 一七世紀初頭までは日本貿易の權益を握っていたカトリック教會は強い權限を有していたが、一八世紀末以降のマカオ司教はそれほど強い權限を有してはいない。岡美穂子『商人と宣教師・南蠻貿易の世界』（東京大學出版會、二〇一〇年）二一五～二四〇頁。

- (103) 『中文檔案彙編』、九六八～四九〇頁。

- (104) ただし、香山縣からマカオに協力への謝意が示されている。『中文檔案彙編』、九五四～九五六、四八四～四八五頁。

- (105) 『中文檔案彙編』九一六・九九四・九九六・一〇〇一・

一〇〇七・一〇〇八、四六九～四七〇・五〇二・五〇五・五〇七頁。

- (106) Murray, *Pirates of the South China Coast*, pp. 80-98.

- (107) Guimarães, *Uma Relação Especial*, pp. 127-128. なお、上記の三隻は、一八〇八年夏、廣東に侵入した福建海賊の追跡を香山縣から依頼され、海賊を追って泉州沖に到達した。その際、地元商人とアヘン取引を行っていた。Van Dyke, *The Canton Trade*, p. 131.

- (108) DAM, No. 1148, Cx. 25, Doc. 44 Carta do Senado a D. João, 1805-12-31.

- (109) Morse, *The Chronicles*, III, p. 114.

- (110) 『文獻彙編』第一冊、四八二、廣東巡撫韓封上奏、嘉慶十四年二月初五日。

- (111) 『文獻彙編』第一冊、四八三、寄信上諭、嘉慶十四年二月二十六日。

- (112) 『文獻彙編』第一冊、四八七・四八八、兩廣總督百齡上奏、嘉慶十四年四月二十日。

- (113) 『靖海氛記』卷上。Glasspole, "A Brief Narrative," p. 122.

- (114) 『重修香山縣志』卷二二「紀事」。『靖海氛記』卷下。

- (115) 『中文檔案彙編』上冊、九二八～九三一、四七三～四七四頁。

- (116) Morse, *The Chronicles*, III, pp. 117-118.

- (117) FO1048/9/33 マカオ市議會より香山縣知縣への稟、嘉慶十四年十一月初七日。

- (118) DAM, No. 1348, Cx. 29, No. 31 Ofício do Seado a Melo, 1809-11-13.
- (119) 吳志良等編『澳門編年史』、一三二四～一三二五頁。
- (120) 吳志良等編『澳門編年史』、一三二六頁。Murray, *Pirates of the South China Coasts*, pp. 137-139.
- (121) Murray, *Pirates of the South China Coast*, p. 139. 『靖海氛記』巻下。
- (122) 本段落で注記の無い部分は、Guimaraes, *Uma Relação Especial*, pp. 146-156 にもある。
- (123) Murray, *Pirates of the South China Coast*, p. 141. 『靖海氛記』巻下。
- (124) このころの百齡は、張保仔は英船の接近に驚いて退去したと上奏している。Murray, *Pirates of the South China Coast*, pp. 141-142. 一方、『靖海氛記』巻下でも、張保仔は「西洋番船」すなわちポルトガル船團を恐れて退去したとある。
- (125) 『中文檔案彙編』一〇一七、五一頁。
- (126) Guimaraes, *Uma Relação Especial*, p. 151.
- (127) Guimaraes, *Uma Relação Especial*, pp. 158-160.
- (128) 『中文檔案彙編』上冊、八二一、四一八～四二二頁。
- (129) 『中文檔案彙編』上冊、六三七、三四六～三四七頁。
- (130) 吳志良等編『澳門編年史』、一三〇一～一三〇二頁。
- (131) 『中文檔案彙編』上冊、六四〇、六四一、三四八～三四九頁。
- (132) 李長森『明清時期澳門土生族群的形成發展與變遷』、一六四～一六九頁。
- (133) Guimaraes, *Uma Relação Especial*, p. 161.
- (134) Guimaraes, *Uma Relação Especial*, pp. 225-247.
- (135) 一八三〇年代、英語の言説では、しばしば、一八〇八年の英軍ベカオ上陸事件を契機に、ベカオは名目的にはポルトガルの植民地でありながら清朝の極めて強い影響力の下にも、ついに暴露されたと揶揄されるようになる。Ljungstedt, *An historical sketch*, p. 60. Robert M. Martin, *History of the British Colonies: Possessions in Asia*, London: J. Cochrane and co., 1834, p. 462. Edmund Roberts, *Embassy to the eastern courts of Cochín-China, Siam, and Muscat*, New York: Harper & Brothers, 1837, p. 166. Charles Marjoribanks, *Letter to the Right Hon. Charles Grant, president of the Board of Control, on the present state of British intercourse with China*, 2nd ed., London: J. Hatchard and Son, 1833, p. 57.
- (136) Morse, *The Chronicles*, III, p. 357-358.
- (137) 村上衛『海の中國近代』（名古屋大學出版會、二〇一三年）。

〔附記〕 本稿は平成二十四年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による成果の一部である。

section, he examines the Donggong policy of Emperor Xiaowu of the Eastern Jin, which is thought to have been a turning point in the rise of the crown prince, and argues the policy can be understood as the initial stage of the political system of the Southern Dynasties in which the coexistence of the emperor and crown prince was the axis of rule of imperial family. In short, the location of the Donggong as well as the existence of the crown prince reflect the political importance and the historical characteristics of the crown prince, and aspects of this influence can be recognized thereafter in Changan and Luoyang of the Tang.

PIRACY, “EUROPEAN” AND SECURITY IN CANTON TRADE SYSTEM, 1780-1820

TOYOOKA Yasufumi

The Canton trade system, connecting China and the world economy, was one of the most notable trade networks in the world, but his important trade was threatened by piracy in the first decade of the 19th century. This article examines the security of the Canton trade system by analyzing how “Europeans”— the English East India Company (EIC), which had the largest market share, and the Macao government, which had been established in Canton 300 years before, — and the Ch’ing China government dealt with piracy problems between 1780 and 1820.

The EIC had not been concerned with the piracy problem around Canton because their interests in China were not threatened by piracy. However, in 1807, the EIC’s Select Committee of Supercargoes at Canton perceived a need for an expedition by the British Forces to suppress the pirates. After an initial rejection by the Governor-General of Bengal in 1807, the Select Committee of Supercargoes petitioned again for an expedition on the pretext of taking precautions during the Napoleonic War. The Governor-General of Bengal ultimately accepted the Select Committee of Supercargoes’ petition from Canton, and the British forces occupied Macao in September 1808.

The intention of the expedition was to occupy Macao, which was a rival of the EIC in the opium trade. Indian opium was used to offset payments in silver for the EIC’s tea trade in Canton. The Sino-Indian opium trade had been expanding since the 1780s, spurred by the dramatic increase in the tea trade that followed the Commutation Act of 1784, which reduced taxes on tea from 119% to 12.5% and

increased the demand for tea in Britain. The Select Committee at Canton was eager to increase and monopolize the opium trade. Macanese merchants however held a 30% market share of opium in Canton. In addition, the Macao government levied a duty on the opium coming through Macao. Macao was thus an obstacle to the EIC's opium trade. The suppression of piracy in Canton was a mere expedient to legitimize a British expedition to Macao, and the real purpose of the expedition was to repress the opium trade of the Macanese.

J. W. Roberts, the president of the Select Committee of Supercargoes from 1807 to 1809, and W. Baring, one of the Supercargoes at Canton were deeply involved in the opium trade, and attempted to monopolize the opium trade in Canton by using military force. In December 1808, the British Forces retreated from Macao because of the aggressive opposition by the Ch'ing authorities in Kuangtung and the Macao government. The exceptional plan of Roberts and Baring ended in total failure, and the EIC had little influence in the management of security for the Canton trade system after all.

Piracy in Canton had been a critical problem for Macao, and the Macao government was, however, unable to implement effective measures to solve the problem before 1808. The Macao government and the Ch'ing authorities in Kuangtung had cooperated to oppose against the occupation of Macao by British forces and its experiment brought about a strengthening of the relationship between the two actors. Then, in November 1809, the Macao and Kuangtung authorities entered into an agreement for a united fleet to suppress the pirates in Canton. At the same time, the Macao government found a contact among pirate leaders to mediate in negotiations for the pirates' surrender to the Ch'ing government. In April 1810, the famous pirate leader Cheung Po Tsai surrendered to the Ch'ing government as a result of the mediation of the Macao government.

The security of Canton trade was managed by the Ch'ing authorities in Kuangtung and the Macao government, and the circumstances after the piracy problem was resolved remained stable until the mid-1820s. In the late 1820s, a large amount of cheap and high quality opium dealt by country traders appeared in the Sino-India trade. The EIC, Macao and the Ch'ing authorities in Kuangtung were unable to control the new opium trade, and the international trade order in Canton started to collapse.